

マンダム、働き方改革の一環として、「在宅勤務制度」を導入 ～社員と会社のHAPPYの実現を目指して～

株式会社マンダム(本社:大阪市、社長執行役員:西村元延 以下マンダム)は、社員が長年にわたって、いきいきと活躍できる会社を目指し、2008年度より社員のワークライフバランスの実現に向けた取り組みを進めてきました。

このたび、ワークライフバランスの充実と会社の持続的成長を目的とし、「働き方改革」のひとつである「テレワークの推進」として、勤務場所や時間に一定の制約を受ける社員から対象に、2017年4月1日より「在宅勤務制度」を導入しました。

これにより、社員の通勤時間やストレスが削減され、個人のもつ能力が最大限に発揮されることで、業務の質や生産性が向上し効率化が図れます。社員は、この効率化によって生み出された時間を有効に活用でき、また、会社は生産性の向上による高い成果を得ることができます。加えて、労働者人口が減少しているなか、多様な働き方を認めることで優秀な人財の確保につながり、会社の持続的成長が可能となります。

マンダムは、多様な社員一人ひとりが働きやすく、また、能力を最大限に発揮できる働きがいのある職場環境づくりに、今後も引き続き取り組みます。

■在宅勤務制度の概要

①開始日

・2017年4月1日

②対象者

- ・入社1年以上の正社員
- ・下記いずれかの項目に該当する者
 - 小学校卒業までの子を養育する者
 - 妊娠中の者
 - 介護休業・勤務規則の適用対象者
 - 産業医が認める私傷病の治療期および休業からの復職期の者
 - 障害者手帳を持つ者
 - その他会社が特別に認める者

③運用

- ・勤務場所は、会社にあらかじめ申請した自宅、もしくは家族の住居地
- ・取得回数は、月5回が上限で半日もしくは1日単位で取得可能
- ・労働時間は、午前8時から午後8時までの間で、1日の所定労働時間数を勤務

以上